

【区域運行 様式】

道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書

令和 8 年 2 月 1 2 日付け令和 7 年度新宿区地域公共交通会議（第 3 回）において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 運行の態様

区域運行

2 協議が調った事項（※該当する番号に○を記載）

1 営業区域の新設	2 営業区域の変更	③ 営業区域の廃止
		令和 8 年 9 月
4 使用車両 (乗車定員 11 人未満)		
5 最低車両数 (3 両未満)		

3 協議が調っている営業区域（※新設・変更・廃止する区域を記載）

新宿区内の落合第一・落合第二・戸塚特別出張所管内の一部区域及び中野区東中野五丁目、豊島区高田三丁目、豊島区目白三丁目

- 新宿区 下落合一丁目、下落合二丁目、下落合三丁目、下落合四丁目、中落合一丁目、中落合二丁目、中落合三丁目、中落合四丁目、上落合一丁目、上落合二丁目、上落合三丁目、中井一丁目、中井二丁目、西落合一丁目、西落合二丁目、西落合三丁目、西落合四丁目、高田馬場一丁目、高田馬場二丁目、高田馬場三丁目
- 中野区 東中野五丁目
- 豊島区 高田三丁目、目白三丁目

※ 詳細は別添資料「運行区域・乗降場所一覧図」に記載の営業区域のとおり

令和 8 年 2 月 1 2 日

新宿区地域公共交通会議

会長 鈴木 文彦